

実地指導の感想

当事業所には〇月△日に居宅支援と通所介護に実地指導が入りました。
その際の内容を簡単にまとめてみました。

1. 実地指導に入る時期

- ・ 新規立ち上げ 1 年以内
- ・ 指定更新前後

今回、当事業所は 9 月に自己点検シートを提出したばかりだった為、どうして指導が入る事になったか聞き、教えてもらいました。自己点検シートに不備があったのかと心配だった事を話すと、笑って「関係ありませんよ」と言われました。

2. 実地指導の内容

今回は人員規定・運営規定・加算の取り方についてが中心でした。

① 人員配置

人員配置の確認としては勤務表を見て確認していました。(当事業所は 10 月・11 月分を提出)一人ケアマネで開所当時から変化がないため、特に何も言われませんでした。ケアマネが数人いるところは専従・兼務の確認と兼務の人はどれだけ時間を割いているかを確認するそうです。事務員の名前も載せてあったため、事務(居宅とデイサービスの請求業務をしている事)内容も確認されました。実際に勤務実績があるのかということで賃金台帳も確認されました。

② 運営規定

実際の運営規定を確認。たまに振興局に提出してある物と違う時があるそうです。当事業所は特に変わって見なかったので見ただけでした。一つだけ、運営規定は利用者に配布しているのかと聞かれ、していない事を伝えると「そうですか」の一言で終わりました。運営規定の確認と共に苦情窓口の掲示がしてあるかも確認されました。

③ 加算の確認

○ 独居加算

独居加算は住民票の上で独居が確認できるだけではだめだと言われました。

住民票上で独居でも親族・家族が日常的に出入りして、常に状況が把握できる環境にある場合は独居加算を取るべきではないと言われました。近所に家族がいて、通って面倒を見ている場合は加算を取るべきではないとの見解だそうです。また、迷う場合には取らないようにとも言われました。

その逆で同居者がいる状態でも介護放棄やほったらかしの状況がある場合はその事をケアプランに書き、毎月のモニタリングや支援経過記録に状況を書いておけば算定してもよいと言っていました。

加算を取るときには必ず総合的な援助方針にその内容を記載するよう言われました。

当事業所では 1 件も独居加算は取っていないため、逆に状況が当てはまれば取ってくださいと言われました。

○ 認知症加算

主治医意見書で認知症高齢者の生活自立度がⅢ以上の場合に算定できますが、実際に見て分かるよう主治医意見書のコピーを居宅サービス計画書の裏にはさんでおくよう言われました。また、ケアプランへの位置づけが必要な為、総合的な援助方針に認知症であることを必ず記載するよう言われました。他の事業所から本人が目にするから書く事はできないと言われたことがあると担当官の人は口にしていましたが、その状況でも記載するよう話をしたと言っていました。

毎月の状況確認をモニタリングに書くことも忘れないよう言われました。

○ 医療連携加算

どのような様式を使っているのか確認。部会より提供してもらっている様式を使用していたため、特に何も言われませんでした。受け渡し方法を確認されましたが、控えに郵送と書いておいた為、問題はありませんでした。

また、ある病院で担当が不在だった為書類を受け取ってもらえなかった事を話すと、特に病院からの確認は必要ないため、ひどい言い方をするなら送りつければよいと言われました。

○ 初回加算

最新の新規契約者の契約書・重要事項説明書・個人情報同意書・記録を確認されました。その際、減算についても話がありました。

減算は6項目あるそうです。

(新規作成・変更)

- ・利用者の居宅を訪問して、利用者及び家族に面接していないとき
- ・サービス担当者会議等を行っていないとき(開催について家族の都合で開催が遅れる事はかまわないが、必ず支援経過記録に記載する事。事業所の都合で遅れることは絶対にダメ、参加できない事業所からは照会をもらうこと)
- ・居宅サービス計画書原案を利用者または家族に説明し、文書により利用者の同意を得た上で、居宅サービス計画を利用者およびサービス担当者に交付していないとき

(更新認定・変更認定)

- ・居宅サービスを新規に作成した場合、要介護更新認定を受けた場合、要介護状態区分の変更申請を受けた場合でサービス担当者会議を行っていないとき

(モニタリング)

- ・1月に利用者の居宅を訪問し、利用者に面接していないとき
- ・モニタリングの結果を記録していない状態が1ヶ月以上継続するとき

以上のことができていないと減算だとはっきり言われました。

○ 退院・退所時加算

書類を出すよう言われ、準備してありましたが、見られることはありませんでした。

ただ一つだけ、入院して2ヶ月以上たってから退院することになり、再び計画作成するときには初回加算か退院・退所加算のどちらかで請求するよう言われました。

○ 困難事例

指導が始まってすぐに困難事例はないかと聞かれたため、1件上げたところ、その人の記録を見たいと言われました。支援経過記録・サービス利用票・サービス担当者会議の要点等確認され、大変ですねと言われました。

○ 限度額一杯に利用している事例

限度額一杯に使っている人の記録も見たいと言われ確認されましたが、その必要性をフェイスシートや支援経過記録等を書いてあった為、特に何も言われませんでした。

○ その他

- ・居宅サービス計画書にサインをもらう時、家族が代筆をするのであれば代筆者の名前も書いてもらう事（担当官曰く、筆跡では分からないが、寝たきりの人にかかるはずがないと思うため）
- ・計画見直しの際にはサービス担当者会議を行う必要があると言われましたが、当事業所では短期目標が切れる時期にサービス提供評価票を各事業所に書いてもらうようお願いしている事を話すと、書類を確認され、評価票をサービス担当者会議の要点に起こしておいた方がよいと言われました。ただし、それは変化がないときだけにしてくださいとも言われました。

書類の選定は介護給付費請求書を見られ、担当官より指定がありました。今年の4月からの分を出しておきましたが、10月からさかのぼってほぼ全部確認されました。請求書の数字と居宅サービス計画書の動きを照らし合わせているようでした。（実際、数字の上でも状況変化はないようですねと口にされていました）

④ 苦情

苦情の書類も確認されましたが、特に何も言われませんでした。

それぞれ専門の担当官でしたが、居宅支援の担当官の印象としてはあら探しをするというより、分からないところの指導といった感じで和やかに行われました。居宅支援の担当官は温かな感じの人で記録を見ながら、その人の状況などを確認していた為、ケアマネがどれだけその人の事を知っているのか確認している感じもありました。分からないところはないかなど聞かれ、いくつか質問をすると丁寧に教えてくれました。

今回の実地指導で知らなかったことがいくつかあったので、今後その事を踏まえ、ケアマネ業務を頑張っていきたいと思います。